平成２９年（フ）第１３９号
富山市八尾町福島10番地　八尾園、前住所富山県黒部市三日市777番地２
破産者　さき川こと　中平　芳博
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０３号
金沢市近岡町49番地１　ツインハイツＡ105号、従前の住所金沢市東力町イ23番地２（従前々の住所）石川県かほく市高松エ131番地６
破産者　岸　　勇紘
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２６号
金沢市太陽が丘２丁目182番地（渡邊方）
破産者　水上　松雄
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７号
奈良県吉野郡吉野町大字吉野山327番地　吉野駅前町営住宅2303号
破産者　城山　伸夫
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２９年（フ）第６０号
愛媛県松山市吉藤２丁目１番１号　吉藤団地１棟30号、開始決定時の住所愛媛県松山市姫原３丁目９番30号
破産者　宮川　佳奈
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３９号
愛媛県松山市福音寺町448番地１　Ｓ・Ｓコーポ福音寺502号
破産者　小島有留実
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１号
福岡県八女郡広川町大字新代1389番地737　グランドールＹＵＮＯＳＯ　104号、前住所福岡県八女郡広川町大字新代1389番地141　ジョイフル広川203号
破産者　筏島　　洋
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第５５号
最後の住所　京都府京丹後市網野町網野73番地の40
破産者　亡森岡昭二相続財産
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第１２７号
静岡県三島市本町12番２号
破産者　有限会社クリタ
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１７１号
静岡県富士市蓼原813番地の10
破産者　株式会社松山工業
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１２２号
長崎県大村市今津町1419番地３
破産者　株式会社竹松設備
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１１２２７号
東京都品川区荏原５丁目15―15―606、開始決定時の住所東京都目黒区洗足１丁目25―10
破産者　中村　　哲
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４６１号
東京都世田谷区用賀２丁目38番14号　天虎ビル202
破産者　株式会社匠エージェンシー
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１９２号
神奈川県相模原市中央区鹿沼台１丁目９番15号　プロミティふちのべビル６階、商業登記簿上の本店所在地神奈川県相模原市中央区淵野辺３丁目９番17号２Ｆ
破産者　株式会社マキノトレーディング
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２２５号
神奈川県相模原市中央区清新２丁目１―19　レジデンスＫ103、開始決定時の住所神奈川県相模原市中央区鹿沼台１丁目６―１―804
破産者　牧野　晴行
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９７２号
東京都墨田区亀沢４丁目13―10―401
破産者　岩上あずさ
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１１８号
東京都世田谷区代沢３丁目14番４号
破産者　株式会社ファインテーブル
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部